最終更新日:2015年12月25日

株式会社リアルワールド

菊池　誠晃
問合せ先:経営本部　03-5114-3580

証券コード:3691
http://realworld.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益を拡大し企業価値を高めるために、経営管理体制を整備し、経営の効率と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献並びに、株主様、会員の皆様、お取引先様及び従業員といった当社に関係する各位の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊池　誠晃	1,356,500	49.90
クックパッド株式会社	276,000	10.15
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	217,600	8.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	168,600	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	70,400	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	66,000	2.42
野村信託銀行株式会社(投信口)	35,100	1.29
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	35,000	1.28
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	27,000	0.99
和出憲一郎	22,300	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無	なし

補足説明

-

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有賀貞一	他の会社の出身者											
穐田誉輝	他の会社の出身者							○	○			
神野彰史	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有賀貞一	○	―――	経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
穐田誉輝		穐田誉輝氏は、当社株式の総議決権10.15%(平成27年9月30日現在)を保有するクックパッド株式会社の代表執行役であります。また、当社は同社との間にクラウドソーシングにおける取引関係があります。	経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
神野彰史	○	―――	経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査報告を通じ、会計上及び内部統制上の課題等について説明を受け、必要な対処を行っております。内部監査
担当者も監査役と同様、会計監査人との連携を図って意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久須美　卓三	他の会社の出身者													
半谷　智之	他の会社の出身者													
大村　健	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久須美　卓三	○	-	金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。
半谷　智之	○	-	投資業務を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。
大村　健	○	-	弁護士としての知識・経験に基づく客観的かつ専門的な立場からのチェックにより、監査の実行性を高めることから社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の
報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会において監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、経営本部が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しては、議案についての事前説
明を行うなどを行っております。また、必要に応じて適宜、電子メール・電話等により情報提供を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

〇取締役会
当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役3名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機
動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名（3名
全員が社外監査役）が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。
〇監査役会
当社の監査役会は、3名全員が社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席して
おり、取締役の職務執行を全般にわたって監督しております。
また、原則として、毎月1回、監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協
議及び決議を行っております。
〇会計監査の状況
当社は有限責任あずさ監査法人が監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には
、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性、透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、適
正な業務執行及び監査対応に資する体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置い
た、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題であります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討課題であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーに関する基本方針、情報開示の方法、沈黙期間等について公表しております。 http://realworld.co.jp/ir/irpolicy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト及び機関投資家に向けの説明会を実施することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営本部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社サービスをご利用頂いている会員の皆様、お取引先様、株主・投資家の皆様、及び従業員など幅広いステークホルダーの方々と良好な信頼関係を築き、当社が社会から広く必要とされ永く繁栄できる企業となるべく、様々なCSR活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。
概要は、以下のとおりであります。
a当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a)当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
(b)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
(c)取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
(d)監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
(e)内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
(f)取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(a)文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
(b)情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a)取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
(b)災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a)取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
(b)取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
(c)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。

e 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a)職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
(b)必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
(c)個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

f 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　当社は、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させるとともに関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。
(b)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。
(c)子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するとともに、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
(d)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　(i)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
　(ii)当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の把握、評価等を行う。

g 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(a)監査役は、監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の指揮命令に服する使用人(以下、「監査役の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。

h 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助者に対する指示の実行性の確保に関する事項
(a)監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
(b)監査役の補助者は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席し、代表取
締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できるものとし、取締役及び使用人は監査役の補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

i 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査役に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(a)当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
(b)当社及び子会社の取締役等は、当社の監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
(c)当社の監査役は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

j 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
(a)監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

k その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a)監査役が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
(b)各部門及びグループ各社は、監査役の往査に協力する。
(c)監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
(d)監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
(e)監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
(f)監査役は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方は以下のとおりです。
(a)当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
(b)反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

b　反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況は以下のとおりです。
(a)「反社会的勢力対応マニュアル」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全職員の行動指針とする。
(b)反社会的勢力の排除を推進するために経営本部を管理部署としている。
(c)「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

（d）取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
（e）反社会的勢力の該当有無のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

【模式図(参考資料)】

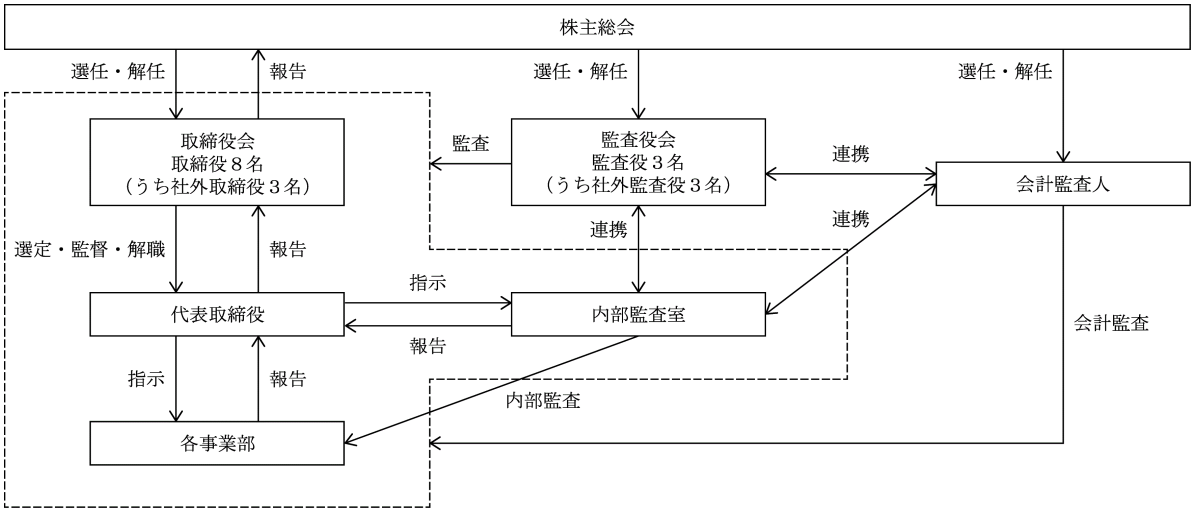

【適時開示体制の概要（模式図)】

＜当社に係る決定事項・決算に関する情報等＞

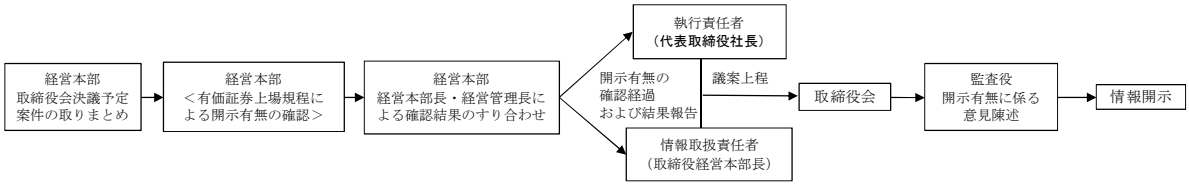

＜子会社の決定事実に関する情報＞

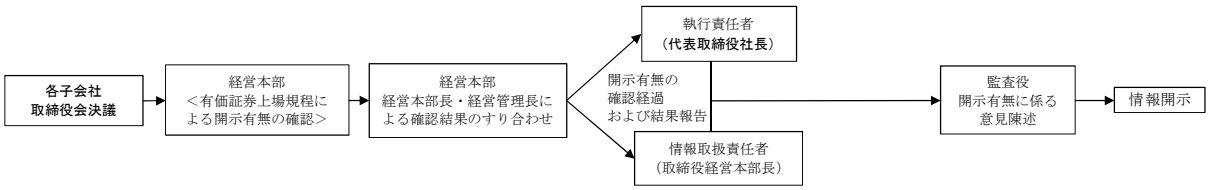

＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

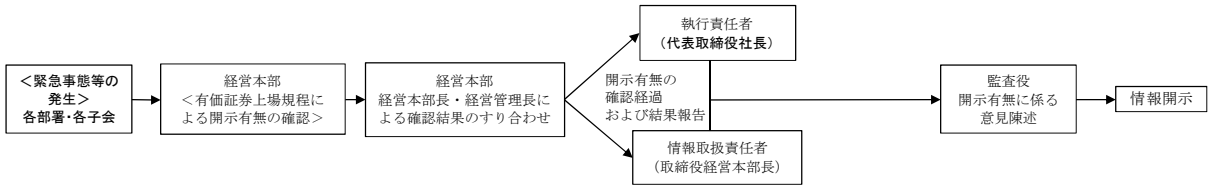

以上